

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 令和元年11月21日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

副委員長	清水和弘君	加藤敬徳君
	斉藤芳夫君	長谷部集君
	内藤久歳君	藤原正夫君

欠席委員（1名）

委員長 金丸寛君

傍聴議員（7名）

議長	清水正二君	金丸幸司君
	滝川美幸君	五味武彦君
	有泉庸一郎君	山本英俊君
	保坂芳子君	

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	小林信生君	上下水道部長	古屋正彦君
建設課長	小宮山尚君	都市計画課長	宮本裕君
農林振興課長	箭本太君	商工観光課長	島田伸君
上水道課長	望月新路君	建設総務係長	森田公君
建設管理係長	保坂俊和君	建設土木係長	中澤一昭君
まちづくり 推進係長	渡辺充君	開発指導係長	大柴宏之君
緑化推進係長	三井賢治君	農林総務係長	久保欽一君
農林管理係長	樋口一君	商工労働係長	藤井亮一君

給水係長 小澤裕一君

職務のために出席した者の職氏名

書記 興石文明 書記 長田大地
書記 中込美智子

内容

- 1 市道路線認定について（現地視察）（建設課）
- 2 （仮称）ビバモール甲斐甲府の土地造成及び開業に伴う法手続きについて（現地視察）（都市計画課・商工観光課）
- 3 （仮称）上八幡公園整備工事の進捗状況について（現地視察）（都市計画課）
- 4 甲斐市農業活性化事業の取組み状況について（農林振興課）
- 5 楯無堰頭首工災害復旧事業について（農林振興課）
- 6 水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者の更新制度について（上水道課）
- 7 その他（建設課・都市計画課・農林振興課・上水道課）
- 8 各種団体との意見交換会について
- 9 都市計画審議会委員の選出について
- 10 その他

開会 午後 零時 5 5 分

○書記（中込美智子君） 改めましてこんにちは。ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに副委員長よりご挨拶をいただきまして、副委員長の進行により議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第の2、委員長挨拶、清水副委員長、よろしくお願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 改めまして皆さん、こんにちは。

きょうは、非常に視察と時間がタイトになっていますものですから、30分繰り上げて皆さんにはご参集いただきましたけれども、大変ありがとうございます。

きのう、私、地元のふれあいサロンに参加しました。ふれあいサロンで何をしたかということ、グラウンドゴルフと、それから女性ドライバーの会ですか、婦人の会、これが解散をするということで、最後に新居区のほうで高齢者の安全運転について講義をしないと、時間くれないかということ、実施をいたしました。

そんなような中で、実はグラウンドゴルフをしているときには、ほとんど平日ですから、子どもはいないんですよ。きのうは子供がたくさんグラウンドに出てきて、これは何だろうなと思ったら県民の日と、こういうことだったですね。全く私も不覚で、余り県民の日というのを意識をしていなくて、実はホームページで調べましたら、明治4年11月20日に甲府県から山梨県に変わった日だということ、県民の日の条例の中の1番にうんちくがいろいろ書いてあるんですけれども、なかなか頭に入らないんですけれども。

それと一つは、たまたま機会がありまして、山梨県の歌というのを聞く機会が二、三日前にございましたけれども、これは不思議とほとんど歌うことがないんですけれども、子供のころにいろいろ学校等で歌わされたことで、多分頭の中に残像が残っているんだと思いますけれども、それがみんなで歌うと、自然とメロディーが頭の中に浮かんできてきちんと歌えたので、なるほどなと思ったですね。

そんなようなうんちくはともかくとしてですね、きょうは先ほど言いましたように、非常に路線認定、それから仮称ですけれどもビバモール甲斐甲府と、それから玉幡公園と、現地視察等あります。日が暮れるのがだんだん早くなっておりますので、できるだけ皆さんにご協力いただいてスムーズに会議が進みますようお願い申し上げまして、挨拶としてかえさ

させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

本日は、金丸委員長が欠席のため、委員長にかわり進行役を務めます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

また、議長交代により、新たに長谷部委員を迎えての初めての委員会でありますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は6名です。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

なお、金丸委員長は欠席の連絡がありましたので、報告します。

本日の会議を開きます。

○副委員長（清水和弘君） なお、本日は委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は、さきの申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。

質問は1問とし、再質問は1回までとします。

念のため人数を申し上げます。創政甲斐クラブ2人、新政会1人、進和会1人、公明党1人、甲斐市民クラブ1人、颯新クラブ1人、日本共産党甲斐市議団1人となります。

それでは、次第の3、内容に入ります。

1、市道路線認定についてから、3、（仮称）上八幡公園整備工事の進捗状況についてまでを一括で行います。

本件は現地視察を行いたいと思いますが、委員よりご意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、お諮りいたします。本件はお手元に配付した委員派遣計画書により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定しました。

なお、委員派遣承認要求書は委員長において作成し、議長に提出したいと思いますが、こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ご異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、順次担当より説明を受け、現地へ移動したいと思います。

初めに、1、市道路線認定について、担当より説明をお願いします。

小宮山建設課長。

○建設課長（小宮山 尚君） それではよろしく願いいたします。

それでは、市道路線認定の件につきまして、ご説明させていただく前に、大変申しわけございませんが、資料の訂正をお願いしたいと思います。

委員会資料の1ページになります。

中段の路線番号1557、路線名東河原開発1号線の起点及び終点の大字が島上条と記載されておりますが、大変申しわけありませんが、中下条に訂正をお願いいたします。これにより、起点、終点とも、中下条字東河原線となります。よろしく願いいたします。

それでは、市道路線認定の件につきまして、ご説明させていただきます。

委員会資料1ページが路線認定箇所の一覧となっております。

位置図につきましては、2ページ、3ページとなっております。

市道路線認定につきましては、道路法第8条の規定により、12月の定例市議会において路線認定の提案を予定しているところでございますが、この常任委員会におきまして、6路線の現地確認をお願いするものであります。

本日、現地確認をお願いします路線につきましては、委員会資料1ページの路線番号1555、路線名蛇石宅造4号線、路線番号1556、路線名蛇石宅造5号線、路線番号1557、路線名東河原開発1号線、路線番号1558、路線名三味堂宅造4号線、路線番号1559、路線名下河原宅造1号線、路線番号1560、路線名清水尻宅造3号線でございます。

確認していただきます路線につきましては、宅地分譲及び店舗開発に伴う開発区域内道路であります。

本日の現地確認は、路線数が6路線と多くなっておりますが、よろしく願いいたします。

詳細につきましては、現地で担当からご説明させていただきます。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

続いて、2番、（仮称）ビバモール甲斐甲府の土地造成及び開業に伴う法手続について、担当より説明をお願いします。

宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、委員会資料の4ページをお願いいたします。

都市計画課からは、（仮称）ビバモール甲斐甲府の土地造成について、都市計画法第29条による開発行為に係る概要をご説明させていただきます。

開発事業者は、名古屋市の株式会社ダイセキ環境ソリューションで、商業施設及び事務所用地の分譲開発でございます。

開発地は甲斐市と甲府市にまたがっておりまして、甲斐市中下条字東河原2000番1ほか17筆及び甲府市荒川二丁目1番8ほか24筆。開発区域の面積は、全体で4万7,867.28平米。このうち甲斐市分は、2万3,302.46平米、甲府市分は2万4,564.82平米でございます。

予定建築物といたしましては、甲斐市側へ物品販売店の店舗4区画、甲府市側へ事務所、研修施設になりますけれども、及び飲食店の店舗2区画が予定されておりました。

排水の状況といたしましては、開発道路の側溝から東側の市道、東小荒川線内の側溝を南に流れまして、東に向かう用水分岐水路に落とし、荒川に放流をしております。

資料の5ページをお願いいたします。

5ページのこの図面につきましては、給排水設備の平面図で、開発区域内の中央に東西に設置されました幅員9メートルの開発道路の北側の平面図でございます。この開発道路両側の歩道内に側溝が設置されておりますけれども、開発道路北側の排水は、全て開発道路北側の側溝に流れ込むこととなります。

資料のほう、6ページをお願いいたします。

こちらの6ページの図面は、開発道路南側の平面図でございますけれども、開発道路南側の排水につきましては、開発道路の南側の側溝と、開発区域内の外周に設置されました側溝に流れ込みます。

これら3本が、図面の右側に（放流先）荒川と記しました箇所の手前で合流いたしまして、甲府市の私的学習公園内を流れまして、荒川へ放流されることとなります。

申しわけございません、資料は4ページのほうにお戻りいただきまして、この開発につきまして、開発の申請日につきましては平成29年8月28日、開発許可日は同年8月31日、施工業者は株式会社早野組でございまして、工事期間は平成29年9月1日から平成30年1月12日までの約4カ月でございました。完了検査日は平成30年1月23日、検査済証の日付は平成30年1月31日でございます。

以上が、都市計画課からの（仮称）ビバモール甲斐甲府の土地造成についての説明となります。

この後、市道路線認定の東河原開発1号線の現地視察の際に、排水状況につきましてもご確認いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 島田課長。

○商工観光課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

引き続き、商工観光課より（仮称）ビバモール甲斐甲府開業に伴う法手続について説明いたします。

資料は7ページから10ページになります。よろしくお願ひします。

それでは、資料7ページをごらんください。

1、国の法律及び山梨県の立地に関する方針であります。スーパーやホームセンター等の大型店の開店は、消費者にとっては便利になる反面、交通や騒音等周辺環境に影響が生じる場合があるため、国は大規模小売店舗立地法において、店舗の設置者に対し必要な配慮を求めるための手続を定めております。

また、山梨県は独自に床面積6,000平方メートル以上の大規模集客施設の立地に当たり、早い段階から立地計画書の提出と情報公開を行い、住民等の意見を聞き、協調と連携を図るなど、設置者が行わなければならない一連の行為を取りまとめております。

関係市町村は、地元住民と同じ立場で、山梨県へ書面にて意見書を提出し、意見を述べることができます。

次に、2、店舗の立地概要であります。図面はA3の資料、9ページと10ページになります。

この図面につきましては、店舗の設置者が作成しまして、7月開催の店舗設置者主催地元説明会において配付したものであります。本日は許可を得て配付しております。

それでは、資料7ページに店舗の立地概要。

（1）名称、（仮称）ビバモール甲斐甲府。代表小売業者、株式会社LIXILビバ。さいたま市浦和区が本社であります。

（2）所在地、甲斐市中下条字東河原2000番地1ほか及び甲府市荒川二丁目2番2号ほか。旧古河電工跡地にあります。

（3）面積、敷地2万4,264.42平方メートル、1階から3階屋上までの延べ床2万9,023.27平方メートル。

(4) 設置者、SMFLみらいパートナーズ株式会社。SMFLは、住友三井ファイナンス&リースの略とのことでもあります。

(5) 店舗、1階はLIXILビバホームセンター、そしてスーパーのオギノ、2階は駐車場と店舗、飲食店7店と小売店13店、3階は屋上駐車場になります。

(6) 駐車場、999台、店舗915台。内訳ですが、2階が194台、3階屋上が492台。周辺に84台。

(7) 届け出日、令和元年6月5日。国の大規模小売店舗立地法に基づき、設置者は新設届を県に提出しております。

3、店舗設置者による地元説明会の開催であります。3回開催されております。

1回目が平成30年10月5日、山梨県の方針であります立地計画提出に伴う説明会であり、出席者は甲斐市、甲府市、山梨県、甲斐市商工会、地元住民、計17名で、これは平成30年9月28日、山日に日時等が掲載され、説明会の開催が周知されております。

2回目は平成30年11月4日、こちらも山梨県の方針であります地域貢献活動に伴う説明会であり、出席者は地元自治会長、甲斐市、甲府市、甲斐市商工会、甲府商工会議所、計16名で、平成30年10月24日に関係者に電話及びメールを行い、お知らせをしたとのことあります。

3回目につきましては令和元年7月24日、国の大規模小売店舗立地法等の提出に伴う説明会であり、出席者は地元自治会長、甲斐市、甲府市、山梨県、甲斐市商工会、地元住民ほか計24名で、令和元年7月17日の山日、読売、朝日、毎日各新聞の朝刊折り込みB5サイズを付近の世帯に配布し、周知をしたところと聞いております。

次に、資料の8ページになります。

4、大規模小売店舗立地法に基づく意見書の提出。県公告日から4カ月後までの提出となります。

令和元年10月、市は庁内担当部署からの意見を県へ提出しました。概要であります。建設課から、周辺道路の交通渋滞の抑制。防災危機管理課から、災害協定の締結。環境課から、騒音の発生防止であります。

なお、甲府市も提出しており、ほか住民等からの提出はされていないことを県に確認しております。

5、店舗設置者の自主的な地域貢献活動であります。地域との意見交換の場として、市、商工会、自治会等による協議会を設置する。甲斐市緑のまちづくり条例に基づく緑地を確保

する。地元から積極的に従業員を採用し、障がい者雇用は法定雇用率2.2以上を目標とする。甲斐市及び地元自治会の防災訓練への参加を行う。繁忙時は出入りに誘導員を配置する。店舗周辺の清掃美化活動を行うとの計画であります。

6、店舗の開店。代表小売業者の株式会社LIXILビバに確認をしましたところ、令和2年2月開店予定で変わりはないとのことであります。また、現時点で入居はオギノのみ、ほかの店舗は未定とのことでありました。

7、県及び店舗設置者の今後の予定であります。県は関係市からあった意見書をもとに審議会を開催し、県意見を作成します。店舗設置者は、県意見を受けたときは、速やかに対応を県へ報告をします。当初の予測を超えて周辺地域に影響を与えている場合は再調査等を行い、追加で対応策を講ずるよう努めます。必要に応じて地域貢献活動協議会を開催します。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

続いて、（3）（仮称）上八幡公園整備工事の進捗状況について、担当より説明をお願いいたします。

宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） それでは続きまして都市計画課から、（仮称）上八幡公園整備工事の進捗状況についてご説明させていただきます。

委員会資料の11ページをお願いいたします。

まず、公園設置の目的ですが、（仮称）上八幡公園は、甲斐市南部に新設する総面積約2ヘクタールの都市公園であり、さまざまな活動や緑豊かな憩いの場として利用していただくとともに、災害時には隣接する玉幡中学校、竜王保健福祉センターなどの公共施設を一带とした避難地として利用可能な防災機能も兼ね備えた公園として整備するものでございます。

これまでの整備の経緯といたしましては、平成27年度に用地測量、平成28年度には不動産鑑定、物件移転補償調査を実施したほか、用地取得に着手いたしました。平成29年度において用地取得が全て完了いたしまして、公園整備の実施設計を実施いたしました。平成30年度では、管理棟実施設計及び公園整備工事の1工区、2工区を実施いたしまして、今年度、管理棟新築工事、公園整備工事の3工区を実施しているところでございます。

次に、整備工事の内容でございますけれども、平成30年度に実施いたしました主な整備工事の内容といたしましては、駐車場1,000平米、台数でいうと42台分になりますけれども、それと駐輪場250平米、30台分の駐輪場になりますけれども、こちらの舗装、区画線、コン

クリート壁などを施工いたしまして、眺望の丘1,400平米に高麗芝の植えつけ、太白桜17本を植樹をいたしました。そのほか、自由勾配側溝の施工、中低木及び地被類の植栽、25基の照明設備工、電線管路工、集水ます59カ所などの給排水設備工を施工いたしました。

資料の12ページをお願いいたします。

令和元年度、今年度に施工をしております整備工事の内容についてご説明いたしますけれども、資料の13ページもあわせてごらんいただくようお願いいたします。

まず、①の管理棟新築工事ですが、契約日は平成31年4月24日。工事期間は平成31年4月25日から令和2年1月24日。請負者は甲信建設工業株式会社で、請負額は6,358万円であります。

資料の13ページ、A3の図面の中央やや下側になりますけれども、茶色で表示をしたものが管理棟になります。参考といたしまして、図面の左下に管理棟の立面図がありますが、工事の概要といたしましては、管理棟の施工面積は165平米、RC造で平屋建て、防災備蓄倉庫、男女別及び多機能トイレを設けます。また、地下にはそれぞれ63平米となります電気・給排水管の管理用の配管ピットと、貯水量55トンの散水用貯水槽を設置いたします。

工事の進捗状況といたしましては、11月15日現在で全体工事の70%程度まで進んでいるという状況であります。

次に、資料の12ページの中段になりますけれども、②番、整備工事（3工区）につきましては、契約日は令和元年7月30日、工事期間は令和元年7月31日から令和2年2月28日、請負者は中村建設・三澤工業（仮称）上八幡公園整備工事（3工区）共同企業体で、請負額は1億2,210万円であります。

工事の概要といたしましては、資料の13ページの図面の右側になりますけれども、緑色で表示をした部分が芝生広場となりますけれども、南側の芝生広場は面積6,500平米で、多目的芝生広場として、北側の芝生広場は面積は3,500平米で、こちらは8ホールのグラウンドゴルフ専用コースとして整備いたします。

図面下側のグレーの網かけで表示をした部分は、400平米のエントランス広場でありまして、インターロッキング、また、図面右下の写真の樹木、プンゲンストウヒの植栽を予定をしております。

図面のエントランス広場の左上に、ちょっと色が濃くなっておりますけれども、濃いグレーで表示した部分、こちらは2,200平米のスポーツ広場でありまして、舗装工、スリー・バイ・スリーのバスケットボールコートジュニア用1面を含む4面を整備いたします。

そのほか、210メートルの園路の舗装工、資料13ページの右側のほうに写真がありますけれども、その写真のとおり炊き出し機能のあるかまどベンチ、こちらを5基、あと日陰、休憩場所を提供するためのパーゴラを2基、6種目複合型の健康器具を1セット設置する予定であります。

工事の進捗状況といたしましては、11月15日現在で全体工事の25%程度まで進んでいるという状況であります。

資料12ページの下段になりますが、今後の予定といたしましては、令和2年1月24日までに管理棟新築工事が完成、2月28日までに整備工事（3工区）が完成いたしまして、3月下旬に竣工式を行った後、4月1日に一部を供用開始する予定であります。

以上が、（仮称）上八幡公園整備工事の進捗状況となります。この後、現地にて施工中の状況などをご視察していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

質疑については、現地視察の後、委員会室へ戻ってから行います。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 3時19分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

現地視察お疲れさまでした。

これより、市道路線認定について質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。

質問は一問一答とし、また、質問、答弁は簡潔明瞭にさせていただきますようお願い申し上げます。

それでは、委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ありませんか。

なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ありませんか。

なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、市道路線認定についてを終了します。

続いて、建設課関係のその他を行います。

初めに、建設課より報告をお願いします。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 現地視察お疲れさまでした。

その他といたしまして、1件のご報告をさせていただきます。

12月の定例会市議会におきまして、公共土木災害復旧事業費の工事費について、補正及び繰越明許、また、塩崎駅維持管理事業につきましても、事業費の補正をお願いする予定でございます。内容につきましては、定例会市議会におきましてご説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

定例会の案件ですので、質疑を省略します。

次に、委員より建設課関係でお聞きしたいことがありましたらお願ひいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 昨日の工事の入札結果報告の中で、建設課の工事関係3件ほど、何どもと言いましたっけ。

〔「取りやめ」と呼ぶ者あり〕

○委員（内藤久歳君） 取りやめですね、という報告があったんですけども、それについてわかる範囲で、入札は契約担当のことで、詳細はわからないと思いますけれども、工事担当ということで、その経過等がありましたらお願ひしたいと思います。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） ただいまのご質問ですけれども、先日執行しました入札で、建設課発注の工事3件が取りやめということになったんですけども、総務課のほうから報告を受けている内容につきましては、応札者が各工事とも1社しかなかったということで、今回取りやめになったということで報告を受けております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 取りやめということで、心配されるのは、今後のそういう工事の進めるにおいて支障が出る可能性もあるということで、これは契約担当のほうの部分になると思いますけれども、それについて連携を図りながら、工事がスムーズに執行できるように努力してもらいたいというふうに思います。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 言われるとおり、こちら工事も皆、地元の要望から実施している工事なので、できるだけ年度内に終わらせたいということで総務課にもお願いしまして、今回につきましては各工事とも1社応札がありましたので、そちらと随契で工事が発注できないかということで今、協議をさせていただいている状況でございます。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

その他、ございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） ないようですので、以上で建設課関係のその他を終了します。

次に、（仮称）ビバモール甲斐甲府の土地造成及び開業に伴う手続について、質疑を行います。

委員より質疑ありましたらお願いします。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） これはあれでいいのかな。

現地視察して、その前に、もうここにありますように、地元とかいろいろと協議の中で、田敷線のほうの丁路地のところよりもそうだし、これまた荒川沿いへ行って、あそこにハンバーグ屋さんがあるところにあるんだけど丁路地、そっちのほうに、両方というか、地元の要望では信号機をつけろと言ったりで、田敷線のほうは下から上に上ってくるのに右折ラインはあるんですけども、今度は向こうの北側のほうのハンバーグ屋さんですか、そのところに信号機がという話が地元から持ち上がったと言ったんだけど、すぐ西側には20メートル以内に信号機があるということで、そこが難しいという話らしいんですけども、そこから千塚方面へ曲がる右折のところがどういうふうな形になって混み合うということで、かなり地元からの要望があったと聞きますけれども、そんな点については協議というものはどんなふうにあれですか。あそこは県道になるわけですけども、でも、敷島前の敷島金属あたりは市道ということなんですが、言っていることがわかりますか。わからない。

じゃ、小宮山課長お願いします。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 今のご質問ですけれども、直接、信号につきましても、防災危機管理課のほうの直接は担当になるんですけれども、うちのほうで聞いたお話によりますと、この間、地元の両方の説明会があったときに、信号機をという地元からのお話もあったらしいんですけれども、その中で今、地元で動いているのが、まずは飯田通りと銀の糸という、あそこの交差点に矢印がないんですけれども、そちらをまず地元では矢印をつけてほしいということで要望書を市へ上げて、市から警察のほうへ要望を上げているというお話は聞いております。

あと、きょう見ていただいた丁路地のところの信号機なんですけれども、地元の説明会では欲しいと言うんですけれども、今のところ具体的に、じゃ、そこへ設置という話は、今のところうちのほうでは聞いておりません。そんなような状況でございます。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

じゃ、今、要望は聞いているけれども、大変、話は危機管理課のほうに上がっているということで理解はしているんですけれども、今の説明の中で、右折ラインをつくるということで、もうそんなあれになっているということですか。これは確認です。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 右折レーンをつくるということで、警察のほうが何かお話があったみたいで、飯田通りの東海高校から来る方向に右折レーンの道の幅がないということで、そこが解消できれば矢印をつけられるじゃないかということで今、検討しているという状況でございます。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ありがとうございます。

じゃ、そこはそこでよくて、北側のちょっとビバモールと離れるんですけれども、あそこは何になるのかな、山の手通りの延長ですね、のところに出る……

〔発言する者あり〕

○委員（藤原正夫君） そうそう。そうですね、千松橋の前。そのことを言っています。そのこと、はい、お願いします。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） その今、場所をはっきりわかりましたので、その信号機設置ということは、ちょっと私のほうには情報は来ていないという今、状況でございます。

○副委員長（清水和弘君） 藤原委員。

○委員（藤原正夫君） そうです、そうです、そうなんです。そこにも地元がつけてほしいと言ったけれども、余りにも西側の交差点から20メートル以内で難しいということで、こちらのほうから今度は、左折はいいんですけれども、右折車が非常に多くなるのではないかと、ということが地元でかなり懸念をしているんですけれども、そんな点の対応とかこういうのは、市では聞いていますか。

○副委員長（清水和弘君） 小宮山課長。

○建設課長（小宮山 尚君） 今のところそんな話は私のほうには来ていないんですけれども、今後地元でそういうお話があれば、防災危機管理課とも調整した中で、できるだけ県へ要望を行ってまいりたいと考えております。

〔「はい、ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

その他、ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（仮称）ビバモール甲斐甲府の土地造成及び開業に伴う法手続についてを終わります。

続いて、商工観光課関係のその他を行います。

委員より、商工観光課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

ないようですので、以上で商工観光課関係のその他を終了します。

ここで、職員退室のため暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時30分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、（仮称）上八幡公園整備工事の進捗状況について、質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 先ほど現場見せていただきまして、木を植えるということなんですけれども、ちょっと気になりましたのは、前回、台風のときに木が倒れましたよね。この植える木なんですけれども、例えば前回倒れた木を見ると、木の太さの割にはえらい根が小さくて、それで倒れやすいのかなということでしたんですけれども、今度植える木に関しては、何かそういうのはありますか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） お答えいたします。

前回の倒木した樹木のほうはヒマラヤスギという樹木で、根が余り張らない樹木になっています。なおかつ、ちょっと上のほうが重たいような形になっているので、倒れやすいような形がありましたけれども、今回植える樹木につきましてはヒマラヤスギは考えておりませんので、大丈夫かなというふうに考えております。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） さっき現場でもちょっと聞いたんですけども、この公園の中にあった民間の建設会社の資材置き場、何か補償でどいてもらったって説明聞いたんですけども、その補償の金額って幾ら。

○副委員長（清水和弘君） 渡辺係長。

○まちづくり推進係長（渡辺 充君） お答えいたします。

補償の内容でございますが、1件、中込建材さんでございまして、補償の年度が平成28年度にお支払いをしております、2,035万円と、あともう1件が588万円の補償をしております。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 延べ面積は。使用面積。

〔「わかりません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） じゃ、後でいいです。

その当時の地目。

○副委員長（清水和弘君） 当時の地目について、わかりますか。

〔「ちょっとわからないですね」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。それじゃ、後であれですか、確認をして。

じゃ、後で確認をして齊藤委員のほうに。それでよろしいですか。

その他に何かございますか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） きょう見て、芝生広場のほうなんですけれども、道路をこう上がって
いって、上のほうはグラウンドゴルフ、かなり何年か前からグラウンドゴルフ協会からの要
望ということで本格的コースということなんですけれども、その南側なんですけれども、芝
生広場になるということでここにありますが、その都度、現場で聞いた話だと、1週
間に何回かはグラウンドゴルフの全面取るというようなことで、グラウンドゴルフ熱が、人
口がふえているからそれはいいんですけれども、これふだんは、自由に何をしても構わんと
いいですか、自由な子供たちのボールを扱ったり何してもいい、そんなふうなサッカー、野
球、いろんなことをしても、島上条公園の場合を見ますと、ちょっとそういうのは禁止とい
うことがうたってはあるんですけれども、ここについてはどんなふうな扱いになっています
か、そういうことについて。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 南側の芝生広場の今後の利用につきましては、また利用の要
綱等を今後検討していく話になりますけれども、今の時点で、こちらの芝生広場南側につ
きましては、そのほかの公園の一般の芝生広場と同様の扱いで考えておりますので、先ほど言
われたような禁止事項は当然ございます。自転車、バイク等の乗り入れ禁止とか、火を使わ
ないとか、そのような禁止事項は設ける予定でありますけれども、そのほかにつきましては、
こちらの6,500平米ございますけれども、申し込みをしていただくことによって半分、50%
を超えない範囲で、例えばグラウンドゴルフにも貸し出しをすとか、そのような形態をま
た考えておりますので、ほかの公園と同じような、通常の一般の芝生広場と同様の形態で考
えておりますので、よろしく申し上げます。

〔「はい、わかりました」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

齊藤委員。

○委員（齊藤芳夫君） 前の説明で、ここのフェンスの高さが1メートルなんぼとか言っていましたね。そうすると、ボールはだめだね。高さ幾つになっていたっけ。1メートル800、2メートル。千何百。ちょっと今ここに記録がないから。

余り高いフェンスじゃないから、どっちにしてもボールはだめだね。見解。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 申しわけありません、フェンスの高さのほうがすぐ出てこなくて申しわけないですけれども、いずれにいたしましても、この芝生広場の東側のほうには道路がございますので、そちらのほうのボールが飛び出たりするような内容は、ちょっと遠慮していただきたいというように現時点では考えておりますので、いずれこちらのほうに禁止事項等のまた看板のほうも設置をする予定でいますので、その中でご案内をするという形で周知をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 先ほどのグラウンドゴルフの貸し出しの件だけれども、赤坂台の総合公園も半分は専用指定化することなので、それでこっちにはもう専用もあるという形の中で、ここのところ高齢者のグラウンドゴルフが高まっていて、なかなかグラウンドがないということ、それから、今までクレーのグラウンドでやっていたものが、芝生ができれば芝生でやりたいということも当然のことだと思うんですけれども、その辺のところの貸し出しの基準というか、当然その竜王地区になれば竜王が優先みたいな、ではないんだけど、そんな格好になってしまうのではないかなということで、貸し出しの基準というのを、今どんな形で貸し出しをしているのかな。その辺は。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 貸し出しの基準、ドラゴンパークとかでよろしいでしょうか。ここの上八幡公園の。

○委員（内藤久歳君） いやいや、だから、今後、先ほどの答弁で、今使っている状況と同じことで進めていくということなので、それに基づいた基準で当然やっていくと思うんだよね。だから、今現状それはどうなっているのかなという。

○都市計画課長（宮本 裕君） 今後の貸し出しの方法につきましては、要綱等をまた整備を

して検討するんですけども、現時点ではグラウンドゴルフの専門のコースのほうは、ほかのドラゴンパークとか島上条公園、あるいは玉幡公園のほうは、貸し出しをグラウンドゴルフにする場合には、土曜日、日曜日は一般の利用者が多くいることから、貸し出しをしておりません。八幡公園につきましては、グラウンドゴルフ専用の部分につきましては、土曜日、日曜日、祝日も貸し出しをグラウンドゴルフのほうにする予定であります。ただ逆に、平日の中で芝生の養生日、芝生の整備をする日にちを設けさせていただいて、週に連続した2日ほどを養生日という形で、貸し出しをしない日というふうな形で設ける予定であります。

南側の一般の芝生広場のほうは、ほかの通常の公園と同じような形で考えておりますので、土日についても50%を超えない範囲で貸し出しというのは行わない予定で、ほかの公園と同じ内容で貸し出しを今後検討する予定であります。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで一つ問題になるのがね、専用でもって、この専用コースについては土日にかかわらず養生日ではなければ貸し出すということになるじゃないですか。そうすると、例えば敷島地区とか双葉地区とか、そういう公平性を保つために、専用コースを貸し出すことについてはまた別途基準を設けて、全員の愛好者が等しく使えるような使用規定というか、そういうものをつくらないといけないんですけども、それは考えていますか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） そういった使用にかかわる要綱等はまた整備をする予定でありますので、内容につきましては、今年度内には整備をする予定でありますので。

いずれにいたしましても、4月1日には芝生広場のほうがまだ供用開始ができない状況でありますけれども、そういった使用の形態につきましては、年度内にグラウンドゴルフ協会のほうとも当然協議をする中で、今言われたように竜王、敷島、双葉それぞれの方の中で利用が偏らないような形で、使用の要綱のほうは整備をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 今そういう答弁を聞いて安心しましたがけれども、ぜひそういうことにならないようにまた配慮してもらって、みんなが納得できるような規定をつくって運営をしてください。これは要望でいいです。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

滝川議員。

○議員（滝川美幸君） 今の同じような質問ですけれども、南側の芝生広場をそのときによってグラウンドゴルフにも利用できて、貸し出しをする可能性もあるということでしたでしょうか。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 南側の芝生広場については、50%を超えない程度で北側のほうですね、グラウンドゴルフ専用のコース側のほうを、50%を超えない範囲で貸し出しをするということで今のところ検討をしておりますけれども、ただし、その場合については土曜日、日曜日、祝日は除くという形で、あくまでもそういった日は一般の利用者に広く利用をしていただきたいという形で、50%を超えない範囲での貸し出しはそれ以外の日という形で考えています。

[「それではいいんですけれども」と呼ぶ者あり]

○副委員長（清水和弘君） 滝川議員。

○議員（滝川美幸君） よろしいですか。

○副委員長（清水和弘君） はい。

○議員（滝川美幸君） こういう広場に若い親御さんたちが子供さんたちを連れてきたときに、半分グラウンドゴルフをしているとかというときに、またトラブルも起きやすいのかなと思うんですね。グラウンドゴルフやっている方たちって一生懸命になりますので、ちょっとトラブルが起きる可能性もあるので、その辺はしっかり回避いただければいいかな。

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） いずれにいたしましても、一般の芝生広場、広く皆さんにご利用をしていただけるように、特にトラブル等はないような形で利用者に、そういった50%を超えない範囲で利用を求める方についてもトラブルがないような形で、特に周知はして利用をしていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○副委員長（清水和弘君） そのほかにございますか。

[発言する者なし]

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、（仮称）上八幡公園整備工事の進捗状況についてを終わります。

続いて、都市計画課関係のその他を行います。

初めに、都市計画課より報告をお願いします。

宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） それでは、都市計画課からその他といたしまして、12月の定例会に提出をさせていただきます案件につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず初めに、甲斐市都市公園条例の一部改正についてでありますけれども、先ほど現地視察をしていただきました（仮称）上八幡公園の正式名称につきましては、8月27日の常任委員会におきまして、八幡公園に決定したとご報告させていただいたところでございますけれども、令和2年4月からの都市公園としての開設に伴いまして条例の一部改正が必要となることから、所要の改正を行うものであります。

次に、補正予算の案件の提出をお願いするものでありますけれども、内容といたしましては、8款土木費の都市計画諸費で幹線道路整備事業につきましては、国の補助金を活用して事業を実施しておりますけれども、補助金の交付決定額が当初の見込み額を下回ったということから、歳入予算とあわせて歳出予算の減額補正をお願いするものがございます。

なお、この幹線道路整備事業につきましては、年度内の工事完了が困難となるため、予算の繰り越し明許をお願いするという内容もございます。

また、11款災害復旧費におきまして、公共土木施設災害復旧費になりますけれども、台風19号により被災をいたしました双葉水辺公園の公園機能の復旧対応を行うための工事費を増額補正させていただきたいと考えております。

以上の案件を、12月の定例会に提出させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

定例会案件のため、質疑を省略します。

次に、委員より都市計画課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ないようですので、以上で都市計画課関係のその他を終了します。

ここで、職員入れかえのため暫時休憩します。

休憩 午後 3時47分

再開 午後 3時49分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、（4）甲斐市農業活性化事業の取り組み状況について、担当より説明をお願いします。

箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 大変お疲れさまでございます。

それでは農林振興課より、例年この時期に報告をさせていただいております甲斐市農業活性化事業の取り組みの状況について、ご説明のほうをさせていただきたいと思えます。

初めに、委員の皆様方には常日ごろより甲斐市農業活性化事業にご理解とご協力をいただき、深く感謝を申し上げます。

今年度の赤坂とまと栽培やさつまいも栽培も順調に進みまして、トマトに関しましては、今月中旬より出荷のほうが始まり、またさつまいもにつきましても、先月末にメイン圃場の収穫イベントを行い、協議会会員を初め、各種協力団体や竜王北保育園、それから竜王東保育園の園児の皆さんにもご参加をいただきまして、今年度の収穫作業を無事終了したところでございます。

それでは、資料によりご説明をさせていただきます。

資料の14ページをお願いいたします。

1の目的につきましては例年どおりの記載でございますので、割愛をさせていただきます。

次に、2の事業の取り組みについてでございますが、（1）の赤坂とまと栽培事業につきましては、平成21年度に国の補助金を活用し、とまと栽培のハウス施設を建設し、翌年度より養液栽培による事業をスタートしております。平成26年度には大雪の影響、また平成28年度には病気の発生が影響をいたしまして、特にレッドアイコに被害が多く発生し、収穫量、売上金ともに減少をいたしました。昨年度は過去最高の26トン収穫し、売り上げも対前年比110.77%となったところでございます。

次に、（2）のさつまいも栽培事業についてでございます。

まず、平成30年度の取り組みについてでございますが、一般栽培協力者11人と1団体、1団体は農林高校になります、それから地域おこし協力隊などの協力を得ながら、焼酎「大

式」の原料となる黄金千貫に加え、紅はるか、安納芋、シルクスイートの青果としての販売や、スイートポテト、カステラ、プリンなどのスイーツなどを製造販売し、特産品づくりに取り組んでまいりました。

資料15ページをお願いいたします。

また、黄金千貫の大式の原料以外での活用方法として、敷島地区にごぞいますミートプラザよだ様にご協力をいただきまして、黄金千貫コロッケの試作を行ったところでごぞいます。

次に、昨年度の収穫量でごぞいますが、黄金千貫10トン、安納芋0.5トン、シルクスイート0.8トン、紅はるか0.9トン、合計で12.2トンを収穫し、対前年比115.09%となっております。

今年度の取り組みにつきましては、昨年度同様に黄金千貫を個人で栽培し、納品していただける栽培協力者を公募したところ、13人と1団体からご協力いただけることとなり、地域おこし協力隊も含め、栽培に取り組んでまいりました。

今年度の収穫量につきましては、長梅雨による日照不足や、たび重なる台風などの影響が心配されたところでごぞいますが、黄金千貫約10.8トン、安納芋約1.05トン、シルクスイート約0.8トンと、おおむね昨年と同量の収穫量となりました。

また、市内のミートプラザの協力を得て、昨年度試作した黄金千貫コロッケの販売を始めしており、市のホームページでも紹介をしたところ、先般新聞紙上やラジオ番組でも取り上げをしていただきまして、高評価を得ているとのことでごぞいます。

次に、(3)の焼酎「大式」製造事業についてであります。

昨年10月に収穫した黄金千貫8.8トンを原材料とし、720ミリリットル6,125本、1,800ミリリットル800本を、ことし3月に製造、販売をしております。

販売店につきましては、甲斐市内36店舗を初め、甲府市、南アルプス市、昭和町、北杜市など13市町で26店舗、合計で62店舗となり、前年度から2店舗増加をしておる状況でごぞいます。

年度別の製造本数は、記載のとおりでごぞいます。

資料16ページをお願いします。

参考といたしまして、この大式が完売した場合の販売利益の内訳でごぞいますが、芋栽培者に原材料代として105万3,000円、(株)赤坂農場への卸手数料として175万7,725円、小売店手数料として235万2,500円、芙蓉酒造へ支払う製造費が704万2,950円、それから協議会の諸経費として30万8,325円となります。

3の今後の展望についてでございます。

昨年度、黄金千貫の栽培を一般農家に移行させることを目的に、栽培に対する助成事業を新設いたしました。昨年度は11人と1団体が栽培協力者となっておりますが、今年度からは従前の引き取り金額1キロ当たり120円に、新たに1キロ当たり80円の上乗せ補助が受けられることとなるため、栽培協力者は1キロ当たり200円の収入が得られることとなります。今年度につきましては、新たに2人の協力者が加わり、13人と1団体に黄金千貫の栽培に取り組んでいただいたところでございます。来年度以降も、一般農家を中心に小金千貫の栽培が行われるよう、事業を推進してまいりたいと考えております。

また、以前から懸案でございましたハウス施設の貸付料の徴収につきましては、現在までに法令上の問題点等を法律事務所等に確認をさせていただき、来月から徴収できるよう契約などの事務手続を進めている状況でございます。詳細な内容につきましては、また追って報告をさせていただきたいと思っております。

以上が、甲斐市農業活性化事業の取り組みについての報告、説明となります。今後も引き続き、本事業に対しまして、委員皆様方のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑がありましたらお願いいたします。

加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） 大忒なんですけれども、前に生産本数が上限があるというふうにしたしか聞いたような気がするんですけれども、やっぱりこれはもうこの6,000本とかこれぐらいが精いっぱいなんですか。

○副委員長（清水和弘君） 久保係長。

○農林総務係長（久保欽一君） 現在、2トンのタンクがございまして、それを4つ確保しております。もし、ふやすならばどのぐらいふやせるかという交渉をしたところ、それが2トンのタンクが5つまでは何とか甲斐市さんのほうではいけるよということですので、まず5つのタンクまでは今のところ確保はしているという状況でございます。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

そのほかございますか。内藤委員。

○委員（内藤久歳君） ちょっと議題が、この大忒の原料補助事業、これで予算として80円

で8,000キロということは、0.8トンだと思うんだけど。それで、この前の30年が10トンということで、8トンと10トンということで、補助事業に関して見積もりはちょっと実績より少ない状況じゃんね。これは何か。

○副委員長（清水和弘君） 久保係長。

○農林総務係長（久保欽一君） こちらの補助金につきましては、一般農家の方につくっていただいたお芋に対する補助金でございます。去年が11人と1団体ということで、黄金千貫2.8トン、その分に対してになります。一応8トン分用意はしてございますので、今年度もまだ今集計中ではございますが、今年度も13人と1団体で4.3トンでございましたので、8トンには満たないということで、余っているというような状況です。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、要はこれ80円補助金を出して、こちら農家の採算性というか、そういったやって収益性というか、そういうものにつながるような状況になるの、これ、80円やったことによって。

○副委員長（清水和弘君） 久保係長。

○農林総務係長（久保欽一君） そうですね、収益性というところもありますが、やはり遊ばせておくよりは何かをつくりたいという方が結構、農家の方いらっしゃいまして、そういうことでことしも13人と1団体にご協力いただいたんですが、ことし、大体平均すると1人の方が300キロぐらいを納めていただいておりますので、もし300キロを1人収穫するというと、それが平均300キロとすれば、26人分対象の経費があるというふうに見込まれますので、まだまだこちら多くできるようにしていきたいと思っています。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） そうすると、この黄金千貫は大甕の原材料になるわけじゃんね。そうすると今、最初の話だともう向こうの酒造側で、もういっぱいできませんよということで、芋は栽培しました、今度は焼酎がつくれんというような状況になるんですけども、その辺の今度は焼酎をつくる受け入れのほうのあれは大丈夫なんですか。増産するという目的で。

○副委員長（清水和弘君） 久保係長。

○農林総務係長（久保欽一君） 今、芋をつくっている分については、一般農家以外で、協議会のほうでつくっているものもありますので、今後はそちらを、職員のほうはなくして、農家のほうにしていこうというような形でやっていきますので、10トンは確保ができておりますので、その辺のところは心配はないかなとは思っています。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） 前に約8トンをお酒をつくっているというところでございます。一応、芙蓉酒造さんではあと1タンク分ぐらいは何とかできるよという話はもらっているんですが、たくさんつくって大武の在庫があんまり売れ残るとは変ですけども、残っているとうまくないと。今のところ大体8トンぐらいで、大体1年で売り切れるような形になっておりますので、今後、芋の出来高もあります、大武の売れ方というんですか、売れがよくなればまた少しふやすという形の中を考えておりますが、今のところだと、大体8トンぐらいをつくって1年で完売できるというようなサイクルで来ておりますので、そういう形で考えております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 当然8トンだから、目いっぱいやってこの8,000キロということで補助金をやったと思うんですけども、今、私が思ったのは、芋をほら空き地でやってみろ、つくれつくれとたくさんつくりましたと。だからこの8トンでマックスなんだけれども、今度は芋の生産量が上がっちゃって、さっき言ったように、当然8トン分がいっぱいだと、芋がいっぱい出たけれど、今度はつくったけれど行くところないじゃんかと、そこが大丈夫かと。だから、芋がふえれば、その店側でも今まで以上に増産をして売ることにつながるのか、それとも頭打ちで、要するに8トン分の焼酎の生産をしていくのかという。芋がふえた、生産は一定だ、そうすると芋がどこかへ行き場がなくなって、そういうことにはつながらないかという、そういうこと。

○副委員長（清水和弘君） 小林部長。

○建設産業部長（小林信生君） わかりました。

今のところ、先ほど言いましたとおり、年間大体8トンつくって、それが流通して、おおむね売り切れるというところでございますので、一応8トンまでという形の中で今のところ考えています。ただあと、販売経路とかそういうのもいろいろ考えておりますので、そこでまたよそで売れるということであればまた、今のところ10トンですが、それはまた酒造会社とも話をして、できればせっかくつくった甲斐市の特産という形の中のものですから、量はふやしていきたいと考えておりますが、今のところは市役所というんですか、こっちのほうでつくっている芋のほうが多いので、それを各農家さんにつくっていただけるような方策ということで、8トンという形の中で目指して、その後は私どもも努力いたしますが、そういう販売経路等々の相談で増産するかしないか、もう少し見きわめていきたいと思っていま

す。

○副委員長（清水和弘君） そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、甲斐市農業活性化事業の取り組み状況についてを終わります。

続いて、（５）楯無堰頭首工災害復旧事業について、担当より説明をお願いします。

箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、楯無堰頭首工災害復旧事業について、ご報告をさせていただきます。

資料の17ページをお願いいたします。

事業概要につきましては、既に8月の常任委員会にて内容のほうをご説明させていただいておりますが、平成30年秋の台風24号、それから豪雨等の影響により破損しました楯無堰頭首工の復旧工事を行うもので、資料に記載のとおり、総事業費につきましては8,672万4,560円の事業計画となっております。

平成30年度に測量設計業務委託などを行いまして、工事費や借地料等を今年度へ繰り越しして、復旧工事を実施する計画でございましたが、今年度内での工事完了が見込めない状況となったことから、工事施工時期を翌年度へ延期をすることとさせていただきたいと思っております。

延期の理由でございますけれども、3の工事延期の経緯のほうをごらんいただきたいと思います。

本年3月に入りまして、山梨県の河川砂防管理課と河川法の許可申請について協議のほうを開始をさせていただきました。この協議の中で、昨年度受けました災害査定時に用いた一級河川塩川での渇水期における過去5カ年、平成25年から平成29年になりますけれども、中での最大流量、これが毎秒当たり67.5立方になりますけれども、これを超える112.17立方メートルが平成30年の3月に記録されているとのことから、仮設工等について設計変更をするよう指示をされたところでございます。

4月から7月にかけて、設計内容の修正と積算金額の見直しを行いまして、8月下旬に、資料に記載のと通りの工事金額が確定したため、9月中旬に入札公告をいたしたところ、幾つかのご質問をいただきました。

まず1点目としまして、国道、これは141号線でございますけれども、こちらから仮設の進入路へ入る際に、大型重機等を搬送するトレーラーでの進入がちょっと難しいと。2点目としまして、現場で作成する護床ブロックを80トンクレーンで設置する際の移動回数が過少ではないかと。3点目としまして、護床ブロックを吊り下げるための吊り下げ用の鉄筋に断裂が懸念されるというなど、幾つかのご質問があり、見直し、修正点が判明をいたしたところでございます。

変更点については、変更契約で対応が可能な内容もございましたが、この中で仮設進入路の変更につきましては、工事発注前にこれを解消する必要がございました。新たな仮設進入路の検討や確保には地権者との交渉が必要となることから、一旦入札の手続きを取りやめをさせていただきまして、隣接土地所有者との借地交渉を行ってまいったところでございます。

その後、隣接地の土地所有者からの承諾が得られ、仮設進入路の確保ができたため、再度入札に向け設計内容を精査したをさせていただいたところ、概算金額で工事費が約6,500万円ほどとなりました。平成30年度中に災害査定を受けた際に、工事費が約5,000万円程度を受けておりますけれども、その金額から歩掛かりの変更など、変更協議対象とならない価格を差し引いても、国との重要変更手続という手続の対象となる1,000万円以上の差額が生じることとなってしまいました。

この国との重要変更協議には、期間として3カ月から4カ月ほどの期間が必要となり、工事発注はこの変更協議終了後がルールとなるため、今年度内での工事完了が見込めない状況となることから、次年度での対応に変更をさせていただくものでございます。

春先からの河川協議や設計変更手続等に時間を要してしまったことや、工事費の増額など、想定外の事由により工事発注がおくれることとなり、楯無堰土地改良区を初め、北杜市、韮崎市の両市にも迷惑をおかけする結果となってしまったことにつきましては、まことに残念であるとともに、深く反省をしておるところでございます。

なお、今回の工事施工時期の変更等につきましては、既に楯無堰土地改良区、それから北杜市、韮崎市へご説明をさせていただき、ご了解をいただいております。

特に、楯無堰土地改良区に対しましては、来年度の水田耕作への影響について確認をさせていただき、今年度同様に瀬回しなどの対応をしていただければよいとのお返事をいただい

ておりますが、4に記載をさせていただいておりますとおり、今後の対応といたしまして、設計内容の再精査を行い、県・国との災害査定的重要変更協議を年度内に終了をさせたいと考えております。

また、工事費を確定させ、改めて翌年度、令和2年度当初予算へ予算を計上させていただくとともに、入札の手續につきましては、河川区域内での工事着手が可能となる11月までを準備工期間とするため、夏ごろの入札を考えておるところでございます。

なお、この工期延期に伴いまして、国庫補助金の扱いはどうなるのかということをお県へ確認をさせていただいたところ、当初より工事が今年度になる予定であったことから、平成31年度、令和元年度の予算に計上しているため、令和2年度へ変更となった場合でも交付を受けられるとのご回答をいただいております。

今後は、今回のような事務手續におくれが生じないように、スケジュール管理をしっかりと行ってまいりたいと考えておりますので、何とぞご理解をいただきたいと存じます。

以上が、楯無堰頭首工災害復旧事業についての報告となります。よろしくお願いたします。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この総事業費で、平成30年度執行額というのが1,600万やって、これはもう執行が終わっちゃったということで、これについては特別の変更はないということですか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） これはもう既に執行済みの金額でございますので、こちらについては変更はございません。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 設計関係では、新たに設計をし直すとかと、そういう予算というのか経費として発生するの。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 新たに設計業務委託として金額をお支払いをするというようなことはございません。ただ、若干専門的な知識を要する部分につきましては、コンサルタ

ント会社のほうにお願いをして、そちらのほうからご意見なりをいただくというようなことはございますけれども、お金を払って再委託をするというようなことはございません。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） それで、一応こういう格好で1年おくれになるということになると思うんだけど、甲斐市が負担する総支出として、新たに総額で、全体事業の中で1年おくれで事業をする上において、本市が負担する金額の増額分はあるの、何か。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 今現在考えておりますのは、こちらに記載のとおり、工事費が今年度執行ができないというようなことで、この金額を令和2年度のほうへ新たに送らせていただきたいと。ただ、ちょっと懸念されることが一つございまして、今現在の頭首工の下に設置を従前してあった護床ブロックが今、目視で確認ができない状況でございます。仮に、流れてしまっていればもうそこはいいんですけれども、残っていた場合については、その取り壊し、撤去、処分費というのがまた新たに出てきますけれども、それはこの7,000万円の予算の範囲内で対応できるかなというふうに考えておりますが、その量だとか、それから工事量等によっては、7,000万円の金額を超えてくる可能性がなきにしもあらず、可能性としてはゼロではないと思うので、そうした場合については、今まで韮崎市、北杜市さんにお話をさせていただいている、うちで予算計上させていただいている、うちの分の負担というのが、若干ふえる可能性はゼロではないと思っておりますが、恐らくこの中で収まるのではないかというふうに今のところは考えております。

○副委員長（清水和弘君） 内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 仮にふえた場合は、先ほどのこの負担割合が上がるじゃんね、韮崎、北杜、甲斐という。その割合でいただくということになるということ。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） そのとおりでございます。

○委員（内藤久歳君） はい、了解です。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

そのほかございますか。

長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） すみません、一点確認なんですけれども、1年間延びるので、とりあえず今は仮に水が回るように動かしているじゃないですか。その部分というのは、1年間

仮の状態ですけれども、1年間そのまま放っておいても大丈夫なんですか。その部分は、仮の部分をさらにもうちょっと手を入れないとだめというようなことはあるのかということなんですけれども。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） お答えします。

今現在は、今ご質問があったように、仮に重機で瀬回しという、水の流れをつくるような形をとらせていただいております。先般の台風15号、19号の到来に伴って、それが流れてしまったのかなということで我々も心配をしておったところなんですけれども、幸いに塩川水系のほうはそんなに水が出なかったようで、瀬が流れたというふうな状況にはなっておりません。

ですけれども、先ほどもお話ししたように、楯無堰の土地改良区のほうにお話をさせていただいたときに、理事長さんのほうからも、できれば一度、またちょっと瀬のほうに手を加えていただきたいというふうなご意見、ご要望をいただいておりますので、それはうちのほうで対応させていただきたいというふうにご考えております。それをするによって、ことと同じように水のほうは確保ができるというふうにご回答をいただいておりますので、そんな対応をさせていただきたいと思っております。

○副委員長（清水和弘君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） そうすると、お金のほうはオーバーはしないだろうという予測はあるんですけれども、その仮の部分をもうちょっと手を入れるということになると、1年間延びて、さらにその部分へのかけるお金というのが発生するような気もするんですけれども、その辺はいかがなんですか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） 金額は何百万とか何千万という単位にはならないんですが、こういった災害等に対応するために、うちの担当課のほうで予算が計上してある分がございまして、その予算の範囲内で瀬回しのほうができる内容で対応したいというふうにご考えております。今現在、おおむねで重機の借り上げ料という形で20万ないし30万ぐらいだったと思っておりますけれども、その予算がまだ未執行の部分がございまして、それで対応をしたいなというふうにご考えております。

○副委員長（清水和弘君） 長谷部委員。

○委員（長谷部 集君） 30万、大した金額じゃないんですけれども、その部分に関しては

あれですか、北杜市と韮崎市の関係の負担割合みたいなものというのは、うちの問題でこうなっちゃっているからなんですけれども、うちで全部その辺は面倒見るという考え方でいうことですか。

○副委員長（清水和弘君） 箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） この部分につきましては、今ご質問いただいたように、北杜市さん、韮崎市さんのほうにもお話をちょっとしづらい部分がございますので、うちの予算の範囲内で対応させていただければと考えております。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、楯無堰頭首工災害復旧事業についてを終わります。

続いて、農林振興課関係のその他を行います。

初めに、農林振興課より報告をお願いします。

箭本課長。

○農林振興課長（箭本 太君） それでは、12月の定例会に提出をさせていただきます案件につきまして、ご説明のほうをさせていただきます。

初めに、字の区域の変更についてでございます。

内容につきましては、現在、双葉北部地区で、県営土地改良事業として実施をしている圃場整備の区域において、土地の区画の形状変更に伴いまして、字界が変更となる場所がございます。これにつきましては、議会の議決を得る必要がございますので、議案として提出をさせていただきます。

次に、歳入予算につきまして、上堰頭首工本復旧事業の事業費の確定に伴う関係自治体からの負担金の増額、また農地集積・集約化対策事業に対する県補助金の増額など、総額1,142万8,000円の増額補正をさせていただくものでございます。

また、歳出予算につきまして、一般農業振興費、それから農地集積・集約化対策事業、県営土地改良事業など合わせまして、総額1,603万6,000円の増額補正をそれぞれお願いするものでございます。

以上が、12月定例会に提出させていただきます案件の概要となりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

定例会案件のため、質疑を省略します。

次に、委員より農林振興課関係でお聞きしたいことがありましたら願いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ないようですので、以上で農林振興課関係のその他を終了します。ここで、職員入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時23分

再開 午後 4時27分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

先ほどの斉藤委員の質問の未回答について、答弁を求めます。

宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 先ほど、大変申しわけありませんでした。

斉藤委員よりご質問いただきました敷地の面積、それと地目等について、回答させていただきます。

地目につきましては、2筆ございまして、一つが宅地で、その面積が1,176.74平米、もう一筆が地目が田んぼで、636平米でございます。

こちらの売買価格につきましては、2筆合わせまして4,131万1,980円ということでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○都市計画課長（宮本 裕君） 宅地が1,176.74平米。田んぼが636平米。2筆でございます。契約金額が4,131万1,980円。

以上でございます。

[発言する者あり]

○副委員長（清水和弘君） 宮本課長。

○都市計画課長（宮本 裕君） 上物の補償につきましては、金額が2,624万1,000円でございます。

[「2,600万」と呼ぶ者あり]

○都市計画課長（宮本 裕君） はい。

[「はい、わかりました」と呼ぶ者あり]

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

説明が終わりました。

ここで職員退室のため、暫時休憩します。

休憩 午後 4時29分

再開 午後 4時30分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、（6）水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者の更新制度について、担当より説明をお願いします。

望月課長。

○上水道課長（望月新路君） お疲れさまです。

説明に入る前にまことに申しわけありませんが、資料の訂正をお願いいたします。

資料の20ページ、項目7番、今後の予定の括弧の数字に誤りがありまして、（2）の次も（2）になっておりますので、（3）に訂正をお願いしたいと思います。どうもすみませんでした。

それでは、水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者の更新制度につきまして、資料に沿ってご説明させていただきます。

資料の19ページをお願いいたします。

1、指定給水装置工事事業者制度の概要につきまして、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施工することができるものと認められる者を、水道法第16条の2第1項の規定

に基づいて指定する制度でございます。

2、指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入の目的及び対応についてですが、これまでの制度では、一度申請し認められれば、更新の手続は必要ありませんでした。指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地等の変更があった場合の届け出、それから事業の廃止、休止、再開の届け出について規定されておりましたが、届け出がない場合は、それらの内容について把握できなかつたわけでありまして、事業を廃止していたり、所在不明な事業者も存在するなど、把握できないといった課題がありました。

こうした課題に対応するとともに、更新の要件に講習会の受講などを盛り込む中で、指定給水装置工事事業者の資質の維持、向上を図ることを目的としまして、国において、令和元年10月1日からの水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められまして、5年ごとの更新制が導入されました。

更新制度につきましては、従来の指定の要件を変更するものではなくて、また、既存の指定工事事業者の最初の更新時期を、市の指定した日に合わせて分散させて、事務の平準化を図ることができるものとなっております。

本市においても、水道法の一部改正に伴いまして、甲斐市上水道給水条例等を改正して、指定給水装置工事事業者の指定の更新制度を実施するものであります。

3、更新手数料の考え方につきましてですが、手数料は水道事業者が特定の者のためにする事務に対する対価として算出し、徴収するものでありまして、条例により定めることとなっております。

指定給水装置工事事業者の新規の指定に係る手数料は、現在1万5,000円としておりまして、更新手数料につきましては、(1)(2)の理由から6,000円を考えております。

(1)としまして、職員2名で1件当たりにかかる時間を1.4時間として、その人件費が約5,300円、それから郵送料等事務費等で約700円、合計で6,000円を考えております。

また(2)としまして、近隣の市、甲府市さんと中央市さんの手数料のほうを、金額6,000円を考慮しております。本市に登録する、本市所在の業者の71%が甲府市さんのほうでも登録されているということと、中央市さんのほうにも46%の方が登録しているということで、金額の統一を図らせていただきました。

4番としまして、更新時期及び事業者数についてですが、既に指定を受けている指定給水装置工事事業者の初回の更新時期につきましては、政令により手続を行う有効期間が定められております。申請の時期など、水道事業者がみずからの運用において設定することができ

ることとなっております。

次の表をごらんいただきたいと思いますが、本市の場合、合併時に登録の申請を提出していただいておりますので、合併前から旧町で登録し、事業を行っていた業者においても、平成16年9月1日からということとなります。

市が指定した日が平成16年9月1日から平成19年3月31日までの業者は、政令で令和4年の9月30日までが有効期間となっておりますので、それまでに更新手続きをしなければならないこととなります。更新の時期は3年後になりますが、令和4年6月の1カ月を受付期間とし、事務処理期間を7月、8月の2カ月を考慮しております。更新日は令和4年9月となり、その5年後、令和9年にはまた更新手続きが必要となるという形になります。この期間の対象事業者数は、令和元年9月30日現在で166業者。以降、政令で定める有効期間により、更新時期の設定を考慮しております。

更新の対象事業者数は、一番合計のほうになりますけれども、上水道事業で226業者、簡易水道事業で37業者、合計で263業者となっております。

5番としまして、主な更新書類ですけれども、更新申請書、それから機械器具の調書、定款及び登記事項証明書などを提出していただきます。

6の一部改正する条例及び規程につきましては、（1）の甲斐市上水道給水条例、（2）の甲斐市簡易水道給水条例、（3）の甲斐市指定給水装置工事事業者規程であります。

7の今後の予定ですが、令和元年12月の市議会定例会に条例の一部改正案を上程。それから、12月下旬に公布の日から条例施行という形になります。令和2年の4月1日から、これらの制度につきまして、指定給水装置工事事業者へウェブサイトや通知等により制度を周知していきたいと考えております。

以上、水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事事業者の更新制度についての説明になります。どうぞよろしく申し上げます。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

委員より質疑ありましたらお願いいたします。

斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 現在、今の説明は今後のそういう手続上の問題の説明なんだけれども、指定業者の市内外の数、わかりますか。

○副委員長（清水和弘君） 小澤係長。

○給水係長（小澤裕一君） お答えいたします。

指定業者の市内、市外の内訳になりますが、上水道事業におきましては市内46……

○委員（斉藤芳夫君） えっ。

○給水係長（小澤裕一君） 市内は46。

○委員（斉藤芳夫君） 46。

○給水係長（小澤裕一君） はい。市外は180。

○委員（斉藤芳夫君） 180。

○給水係長（小澤裕一君） はい。簡易水道事業につきましては市内が21。

○委員（斉藤芳夫君） 21。

○給水係長（小澤裕一君） はい。市外は16となっております。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 増加傾向か減少傾向か、どちらですか。

○副委員長（清水和弘君） 小澤係長。

○給水係長（小澤裕一君） 登録につきましては、平成29年につきましては3件、平成30年は5件、令和元年度につきましては、今年9月末までで6件の登録がございましたので、若干ふえているかなと思っております。

○副委員長（清水和弘君） 斉藤委員。

○委員（斉藤芳夫君） 登録してあるけれども休眠状態というのがかなりあるような気がするんですけども、その把握はできていないね。はい、いいです。はい、ありがとう。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

そのほかにありますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 1点だけで。

新規の指定に係る手数料って1万5,000円なんだけれども、これは今までは1万円ぐらい、今までは幾らだったっけ、手数料は。

○副委員長（清水和弘君） 望月課長。

○上水道課長（望月新路君） 合併当時から1万5,000円で、はい。

○委員（内藤久歳君） 1万5,000円。変更なしね。はい、了解です。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、委員の質疑を終了します。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ないですか。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） なければ、傍聴議員の質疑を終了します。

以上で、水道法の一部改正に伴う指定給水装置工事業者の更新制度についてを終わります。

続いて、上水道課関係のその他を行います。

初めに、上水道課より報告をお願いします。

望月課長。

○上水道課長（望月新路君） それでは、その他の報告をさせていただきたいと思います。

今、ご説明いたしました指定給水装置工事業者の更新制度に関する関係条例の一部改正を、12月の定例議会に提出したいと考えております。

また、上水道課で所管しております水道事業の補正予算の提出を予定しておりまして、内容につきましては、先般、相馬市に支援物資としてペットボトル水、竜王源水を支援しましたので、それを補填するための費用として、増額補正をお願いするものであります。

詳細は、定例会にてご説明させていただきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） 説明が終わりました。

定例会案件のため、質疑を省略します。

次に、委員より上水道課関係でお聞きしたいことがありましたらお願いします。

〔発言する者なし〕

○副委員長（清水和弘君） ないようですので、以上でその他を終了します。

ここで、職員退室のため暫時休憩とします。

休憩 午後 4時42分

再開 午後 4時43分

○副委員長（清水和弘君） 会議を再開します。

次に、次第の4、各種団体との意見交換会についてを行います。

事前にご検討をお願いしてありますので、意見交換の相手方、テーマについて、どなたかご意見がありますか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） この間の視察に行った梨北のネギの生産者ということで、今後、甲斐市の特産になるという取り組みの中で、行政あるいは事業をさらに発展いくためにはどんな悩みを持ったり、今後どういうふうに支援していけばいいのかというふうな、そういうこともいいのかなと思って、できればネギのネギプロジェクトですか、そんなようなのをちょっとできればいいかなとふと思いましたので、ご検討をお願いします。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） はい、わかりました。

そのほかにどなた、ございますか。

じゃ、随時、藤原委員、どうでしょうか。

藤原委員。

○委員（藤原正夫君） ちょっと前はシルバーということにも話が出たんですけども、その後、研修、現地調査行って、ああいう格好に対して、ぜひこれは甲斐市の特産、赤坂とまと、また黄金千貫、さつまいもへと負けないぐらい頑張ってもらいたいといろんなことで、歳入が上がる事業だと思いますので、その方向でよかろうと、こんなふうに思います。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） わかりました。

それでは長谷部委員、どうでしょうか。

○委員（長谷部 集君） 私も内藤委員に賛成で、できれば生産者の人だけじゃなくて、梨北の担当でわかっている人も来ていただいたほうが、話をちょっと聞きたいなと思います。というの、梨北のJAが進めている内容ですので、甲斐市だけじゃなくて韮崎、北杜のほうもあるので、梨北の考えとして行く行くは韮崎、北杜のほうまでということになってきますと、甲斐市の特産という位置づけに特化するものじゃなくなってくるという考えもありますので、その辺も考えもちょっと聞きたいなと思いますので、ご検討をお願いしたいと思います。

○副委員長（清水和弘君） わかりました。

続いて、齊藤委員、どうでしょうか。

○委員（齊藤芳夫君） 関係団体一覧以外はだめということであれば、言ってもしょうがない

よなという気はします。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。はい。

加藤委員、何かどうでしょうか。

○委員（加藤敬徳君） 私もそちらで。

○副委員長（清水和弘君） ネギで。

○委員（加藤敬徳君） はい、いいと思います。はい。

○副委員長（清水和弘君） そうですか。わかりました。

一応意見をお聞きして、大多数が内藤委員のネギと、それから梨北関係者ですか、交えた中での賛成の方が多いようですので、この方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、お諮りいたします。意見交換の団体は……。

それでは、一覧表で配りましたね。

〔「梨北の白ネギということで、ちょっとまとめさせていただきます」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。すみません。一応、梨北の白ネギということでまとめさせていただきますから、よろしく願いいたします。

それでは、そのように決定いたします。

なお、日程については12月中に行いたいと思いますが、先方との調整がありますので、事務局にご一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、そのようにいたします。

以上で、各種団体との意見交換会について終わります。

次に、次第の5、都市計画審議会委員の選出についてを行います。

都市計画審議会の委員は、条例により議員から3人任命することになっており、これまで建設経済常任委員の中から竜王地区、敷島地区、双葉地区の議員を各1名選出しています。

任期は、ことしの12月から2年間となります。

これまでと同様に選出しますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それではそのようにします。

それではまず、双葉地区は1名しかいないので、長谷部委員になります。

次に、敷島地区は藤原委員と内藤委員でご相談いただいで決めていきたいと思いますが、よろしいですか。

内藤委員。

○委員（内藤久歳君） 藤原委員にお願いしたいと思います。

○副委員長（清水和弘君） よろしいですか。

わかりました、藤原委員ということで。

最後に、竜王地区は4人いますが、金丸委員長に事前に相談しましたところ、本来であれば委員長が出なければならぬところであるものの、体調の関係で、副委員長の私に代わりに出てもらいたいとの意向でありました。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） ありがとうございます。

それではまとめさせていただきます。

竜王地区は、私、清水和弘、敷島地区は藤原委員、双葉地区は長谷部委員の3名を選出することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） それでは、そのように決定いたします。

なお、12月3日午後3時から委嘱式が行われますので、選出委員の3名はご出席をお願いいたします。12月3日ですね。午後3時から。場所については。

中込書記。

○書記（中込美智子君） 場所と詳細につきましては、案内通知が届き次第お知らせいたします。

以上です。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

以上で、都市計画審議会委員の選出についてを終わります。

引き続き、次第の6、その他を行います。

委員より、常任委員会関係でその他何かありましたらお伺いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 事務局より、その他何かありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（清水和弘君） 加藤委員。

○委員（加藤敬徳君） さっきちょっと話題出たんですけども、駅前のイルミネーションの点灯式みたいなのはやるんでしょうか。

○副委員長（清水和弘君） 中込書記。

○書記（中込美智子君） まだ案内が届いておりませんので、届き次第お伝えいたします。
以上です。

○副委員長（清水和弘君） よろしいでしょうか。

そのほかなければ、以上でその他を終了します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、建設経済常任委員会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時51分